

(別紙) 実用新案権目録

登 録 番 号 第 3 0 7 0 1 6 0 号

考 案 の 名 称 ストラップ

出 願 日 平成 1 1 年 1 0 月 1 3 日

登 録 日 平成 1 2 年 4 月 2 6 日

考 案 者

実用新案権者

(別紙 1) A 譲渡証書

譲渡証書
(単独申請承諾書)

平成 11 年 1 月 1 日

住 所 東京都渋谷区

譲受人

住 所 東京都葛飾区

譲渡人 有限会社西原製作所

代表者



下記の考案に関する実用新案登録を受ける権利又は実用新案権を貴殿に譲渡したことに相違なく、その出願人名義変更又は移転登録申請を貴殿が単独で
手続することについては、別途覚書の通りの内容で承諾致します。

記

1. 出願番号 : 実願平 11-8781
登録番号 :
考案の名称 : ストラップ

以上

(別紙2) A覚書

覚書

有限会社上園磨冬コネクション(以下「甲」という)と、有限会社西原製作所(以下「乙」という)は、「マフユ・ストラップ2」(以下「本商品」という)の開発と製造に関して、下記の通り覚書を締結するものとする。

記

- 一、甲は、本商品のプラスチックパーツの製造を、全てにおいて乙に一任するものとし、乙は、甲又は甲の指定する第三者からのみの発注に基づき本商品を製造し、指定する場所に納入するものとする。
- 二、甲又は甲の指定する第三者は、乙に本商品の対価と、別途定める開発協力金を支払うものとする。
- 三、乙は、乙の有するストラップに関する実用新案実願平11-10134の権利の独占的使用権を、甲又は甲の指定する第三者に許諾するものとする。
- 四、本覚書の有効期間は、2000年3月1日より2001年2月28日までとするものとする。

以上

(追記)

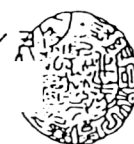
- 一、上記の開発協力金は、本商品の販売個数1セット当たり2円とする。
- 二、上記の開発協力金は、本商品の販売個数に従い、各月末締めで翌月20日に支払うものとする。

以上

2000年3月1日

甲) 東京都渋谷区

有限会社上園磨冬コネクション
代表取締役社長



乙) 東京都葛飾区

有限会社西原製作所
代表取締役



(別紙3) B譲渡証書

譲 渡 証 書

平成12年4月30日

譲受人

住所 東京都葛飾区
名称 有限会社西原製作所
代表者

譲渡人

住所 東京都渋谷区

氏名

下記の実用新案権を貴殿に譲渡したことに相違なく、その実用新案権移転登録申請を貴殿が単独で手続することについては、別途覚書の通りの内容で承諾致します。

記

実用新案登録番号：第3070160号

考案の名称：ストラップ

(別紙4) B覚書

覚 書

有限会社上園啓冬コネクション(以下「甲」という)と有限会社西原製作所(以下「乙」という)は 考案の実用新案権第3070160号に関する譲渡証書提出に当たり下記の通り覚書を締結するものである。

記

- 一、乙が第三者へ権利の実施^許承諾をする場合は、承諾料の50%を甲に支払うものとする。
- 二、2000年3月1日に甲乙両者が交わした覚書の内容に基づき、乙は甲に対して、2000年6月1日に本件権利を再譲渡する。

2000年4月30日

甲) 東京都渋谷区

有限会社上園啓冬コネクション

代表取締役社長

乙) 東京都葛飾区

有限会社西原製作所

代表取締役



(別紙5) 書き換え書面

譲渡証書

(単独申請承諾書)

平成12年4月30日

譲受人

住所 東京都葛飾区
名称 有限会社西原製作所
代表者

譲渡人

住所 東京都渋谷区

氏名

下記の実用新案権を貴殿に譲渡したことに相違なく、その実用新案権移転登録申請を貴殿が単独で手続することについて承諾します。

記

実用新案登録番号：第3070160号

考案の名称：ストラップ

合意書

有限会社上園磨冬コネクション（以下「甲」という）と、有限会社西原製作所（以下「乙」という）は、2000年3月1日付及び2000年4月30日付で締結された覚書（以下共に「原覚書」という）に関して、株式会社須藤商会代表取締役社長（以下「丙」という）の立会いの元、次のとおり合意、確認する。

1. 甲及び乙は、2000年10月26日をもって原覚書を解約する。
2. 甲及び乙は、解約にあたって甲乙間になんらの債権債務が存在しないことを確認する。

以上を証するため本合意書を3通作成し、甲乙丙記名捺印の上、各1通を保有する。

2000年10月26日

甲) 東京都渋谷区

有限会社上園磨冬コネクション
代表取締役社長



乙) 東京都葛飾区

有限会社西原製作所
代表取締役



丙) 東京都文京区

株式会社須藤商会
代表取締役社長

